

## 和歌山県地域運営組織コーディネーター設置要領

### 第1 目的

この要領は、過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服し、持続的に発展するため、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく専門人材として、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）及び和歌山県過疎地域等政策支援員設置要綱（令和8年5月19日制定、以下「要綱」という。）に基づき和歌山県（以下「県」という。）が設置する和歌山県過疎地域等政策支援員のうち、地域運営組織の形成や再構築などを支援する「和歌山県地域運営組織コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）」に関する必要な事項を定める。

### 第2 業務内容

要綱第3に定めるコーディネーターの業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域運営組織の立ち上げ・運営・再構築支援（地域運営組織の設立等に対する助言やファシリテーションなど）
- (2) 市町村の過疎対策の企画立案・実施に向けた支援（住民アンケート、まちあるき、ワークショップ、まちづくりビジョン作成等に対する助言やファシリテーションなど）
- (3) その他地域の実情に応じた地域運営組織の形成や再構築などに係る必要な支援

### 第3 委嘱

コーディネーターは、次の各号の要件をすべて満たす者の中から、知事が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山条例第23号）第2条第2号に該当しない者
- (3) 業務を遂行するに当たり、地域づくり支援に必要な知識及び実務経験を有している者
- (4) 地域の活性化に意欲があり、地域の特性を尊重して関係者と積極的にコミュニケーションをとることができる者

2 コーディネーターの委嘱に伴う県との雇用関係は、存在しないものとする。

### 第4 委嘱期間

要綱第5に定めるコーディネーターの委嘱期間は、委託業務に係る契約書に定める履行期限とし、更新を妨げない。

附則

この要領は、令和8年5月20日から施行する。